

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 垂水市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.2%
全職員	63.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.5%
本庁課長補佐相当職	97.2%
本庁係長相当職	94.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.7%
31～35年	93.6%
26～30年	93.4%
21～25年	80.1%
16～20年	94.9%
11～15年	92.3%
6～10年	90.2%
1～5年	87.1%

【説明欄】

- ① 「1. 全職員に係る情報」について、女性の66.0%はパートタイムの会計年度任用職員である。
- ② 扶養手当及び児童手当は、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は96.6%である（令和5年3月時点）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。